

別紙 評価軸と評価の視点（令和6年9月版）

評価軸		評価の視点	
1. リスク・事業機会・戦略			
(1) 重要な環境課題の分析結果とその方法	A	企業が環境課題を重要と認識している（重要な環境課題が特定されている）。	
	B	特定された重要な環境課題を重要と特定する理由、及び特定に至るプロセスの両方を示している。	
	C	重要な環境課題の特定にあたり、多様なステークホルダーの見解が収集・反映されている。 課題への対応にあたり、多様なステークホルダーへの働きかけ（ステークホルダー・エンゲージメント）がなされている。経営層がステークホルダー対話に積極的である。	
	D	特定された重要な環境課題が、企業のビジネスモデルに照らして重要であることの説明に説得力がある。	
(2) 環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握	A	【令和6年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会が特定されている。	
	B	【令和6年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会は、主要製品や自社設備などだけでなく、企業のビジネスモデル全体を考慮して特定されている。	
	C	【令和6年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会が、企業のビジネスモデル上のどこで発生するかが特定されている（サプライチェーンやバリューチェーンの特定箇所や、特定の製品・サービス等）。	
	D	【令和6年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会の財務的影响の大きさについての検討がなされている。	
	E	重要な環境課題に関連する事業リスク・機会の実現の時間軸（時期）についての検討がなされている。	
	F	重要な環境関連の事業リスク・機会について、現状と実績、今後の課題に関する経営陣の検討と分析が示されている。	
	G	重要な環境課題に関する事業リスク・機会の特定及び影響や時間軸の分析が、企業のビジネスモデルに照らして説得性がある。重要な環境課題間の相互関係やトレードオフについて考慮している。	
(3) 重要な環境課題に関する中長期戦略	A	重要な環境課題に対応するための中長期戦略がある。	
	B	中長期戦略が、企業の存続基盤である環境・社会の持続可能性への寄与も意図している。	
	C	重要な環境課題に関連するリスク・機会への対応が、経営戦略に統合されている。	
	D	【令和6年度審査対象外】経営資源の割当や組織体制など、戦略の実行を確かなものとする措置がとられている。	
	E	重要な環境課題に対応するための戦略が、概論的・抽象的でなく、企業活動の各分野（R&D、設備投資、サプライチェーン管理など）における具体的取り組みに具体化されている。	
	F	中長期戦略が、企業のビジネスモデルの持続可能性を高めている。	
2. KPI		(注)「2. KPI」の各環境課題は、事業者が重要課題と特定している課題を評価の対象とする。	
(1) 気候変動	A	企業のビジネスにとって気候変動が重要な環境課題であり、スコープ別GHG排出量を含む気候変動に関するKPIが設定、開示されている。	
		(KPI項目例) GHG排出量（スコープ1、スコープ2）：総量、原単位、排出源や生産活動別、連結会計グループ及び関連会社等別の内訳など GHG排出量（スコープ3）：総量、原単位、排出源や生産活動別の内訳など GHG排出削減貢献量 エネルギー・燃料消費量/生産量：総量、原単位、再生可能エネルギー・燃料の割合、自家発電量など エネルギー資源の調達：石油・石炭等の生産量、生産能力、推定埋蔵量、資源利用の効率化・削減など	

評価軸		評価の視点
		<p>物理的リスク及び/又は移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の金額や割合 低炭素製品・サービス収益：クリーン技術、再生可能エネルギー、グリーンビルディングなど当該製品等の売上高割合 低炭素投資（研究開発、設備投資、事業投資）：クリーン技術、再生可能エネルギー、グリーンビルディングなど当該活動への投資/支出割合</p> <p>B 気候変動に関する戦略（気候関連の影響の特定（物理的/移行リスク・機会）、シナリオ分析、コスト等の財務影響の分析、内部炭素価格の活用を含むカーボンプライシング考慮等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント、戦略の管理・実行体制等が示されている。</p> <p>C 気候変動に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価が明確な野心的目標が設定されている。（野心的目標 = 中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの）</p> <p>D 2050年カーボンニュートラル実現に向け、移行計画が立てられ、科学的根拠のある目標に基づいて GHG 排出削減の長期目標達成の経路上にある中間目標が設定され、そのスコープは重要性に応じて適切な範囲をカバーしている。</p> <p>E KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。</p>
		<p>A 企業のビジネスにとって水資源が重要な環境課題であり、水資源に関するKPI が設定、開示されている。</p> <p>(KPI項目例) 取水量：総量、原単位、水ストレスのある地域での取水量など 排水量：総量 (+放出先別、処理方法別など)、原単位など 水消費量：総量、原単位、水ストレスのある地域での消費量など 節水に関する取組（水リサイクル・再利用等）：総量、リサイクル率など 水資源保全等の関連製品・サービス収益：当該製品等の売上高割合 水リスクに係るコスト／投資（節水機器導入など）の割合 水資源周辺の生態系への影響 水資源を利用する人々の水アクセス・衛生への影響</p>
		<p>B 水資源に関する戦略（指針・コミットメント、水資源関連の影響の特定（水資源への依存及び/又は水系へ与える影響、リスク・機会）、シナリオ分析、コスト等の財務影響の分析等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント、戦略の管理・実行体制等が示されている。</p>
		<p>C 水資源に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価が明確な野心的目標が設定されている。（野心的目標 = 中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの）</p>
		<p>D KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。</p>
		<p>A 企業のビジネスにとって生物多様性が重要な環境課題であり、生物多様性に関するKPI が設定、開示されている。</p> <p>(KPI項目例) バリューチェーンにおける生物多様性・土地利用に関するリスクと評価 生物資源の調達：生産効率、採取の制限・管理、ABS 等の関連法制度の遵守</p>
		<p>B 生物多様性に関する戦略（指針・コミットメント、生物多様性関連の影響の特定（生物資源への依存及び/又は生態系へ与える影響、リスク・機会）、シナリオ分析、コスト等の財務影響の分析等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント、戦略の管理・実行体制等が示されている。</p>

評価軸		評価の視点		
		C	生物多様性に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価が明確な野心的目標が設定されている。(野心的目標 =中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの)	
		D	ネイチャー・ポジティブへの移行、及び/又は生物多様性に関する野心的な目標の達成に向けて、計画が策定されている。	
		E	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	
(4)	資源循環	A	企業のビジネスにとって資源循環が重要な環境課題であり、資源循環に関する KPI が設定、開示されている。	
			(KPI 項目例) 廃棄物量、及び廃棄物の管理、処理、処分：包装材、家電、鉱業など 鉱物資源の調達：生産量、生産能力、推定埋蔵量、資源利用の効率化・削減など リサイクル可能あるいは持続可能な原料の使用（総量、原単位など） 製品リサイクル・再利用の取組（使用済み商品の回収・リサイクルなど）	
		B	資源循環に関する戦略（指針・コミットメント、資源循環関連の影響の特定（資源への依存、資源利用可能性に与える影響、リスク・機会）、コスト等の財務影響の分析等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント、戦略の管理・実行体制等が示されている。	
		C	資源循環に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価が明確な野心的目標が設定されている。(野心的目標 =中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの)	
		D	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	
(5)	化学物質・汚染予防	A	企業のビジネスにとって化学物質・汚染予防が重要な環境課題であり、化学物質・汚染予防に関する KPI が設定、開示されている。	
			(KPI 項目例) 大気汚染に関するリスクと管理（有害物質【SOX、NOX、VOC など】の排出量など） 水質汚染に関するリスクと管理（有害物質【水銀など】の排出量、流出、使用量、BOD、COD など） 土壤汚染に関するリスクと管理（有害物質の流出、使用量など） 汚染対策コスト（排水・浄化処理、低排出設備の導入、代替品の導入など） 汚染防止技術・サービス収益：売上高等	
		B	化学物質・汚染予防に関する戦略（指針・コミットメント、化学物質・汚染予防関連の影響の特定（環境に与える影響、リスク・機会）、コスト等の財務影響の分析等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント、戦略の管理・実行体制等が示されている。	
		C	化学物質・汚染予防に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価が明確な野心的目標が設定されている。(野心的目標 =中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの)	
		D	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	
3. ガバナンス				
(1)	長期的な価値創造の観点での重要環境課題に関するガバナンス	A	経営理念や企業ミッション等から、環境の持続可能性への貢献を志向していることや、環境を事業存続の基盤として想定していることが読み取れるなど、企業のあるべき姿を示したステートメント（「パーカス」等）に環境の重要性に対する認識（インパクト創出を目指す趣旨等）が含まれている。	
		B	企業トップが、中長期的な企業の価値向上に向けた取り組みの一環として、	

評価軸		評価の視点
		<p>環境課題への対応にコミットメントを示している。(参考情報例：統合報告のトップメッセージでの環境課題に対する言及の有無・多寡、環境課題に対する取組みに関する意気込みが統合報告と環境関連報告書とで違わないか等)</p> <p>C 企業トップの環境課題に対するコミットメントが表面的ではなく実効性を伴っていることに説得的な説明がなされている。</p> <p>D 取締役会が、企業における経営戦略を議論する際、環境課題を考慮している。(参考情報例：取締役会附属の環境関連諮問機関における第三者の関与有無、当該期間の議論の内容開示 等)</p> <p>E 経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の環境関連の経験・知見や執行部門に環境関連の諮問委員会があることが開示されており、環境関連の課題に対応する能力を有していることが示されている。(例：環境関連の課題に対応する能力を有することが分かる経験・知見等の説明、スキル・マトリックスの開示)</p> <p>F 環境・持続可能性にも配慮しつつ、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した立場で経営の監督等を行うことができる独立社外取締役が選任されており、環境関連の課題に対応する能力を有することが分かる経験・知見等の説明、スキル・マトリックスの開示等がある。</p> <p>G 取締役会や環境関連の諮問委員会が、企業の環境課題について報告を受けるプロセスと頻度が示されている。</p> <p>H 環境課題が経営戦略の中で検討されるための社内連携体制を有している(例：環境・CSR部と、経営企画部や財務部、IR等との連携)。</p> <p>I 環境課題に対する取り組みの進捗やKPIを監視する責任の所在が明確にされている。</p> <p>J 取締役の報酬に環境課題対応を含むESG・サステナビリティの実績評価等が反映される。</p>
(2)	環境情報の開示	<p>A 環境報告は、データ羅列ではなく、経年比較や原単位を示すなど工夫が見られ、その情報の意味合い、重要性が理解できる開示になっている。</p> <p>B 環境情報の第三者保証を受けている。</p> <p>C 環境情報は、自社単体に加え、主要取引先、出資事業、グループ内企業、関連企業などを網羅して提供されている。</p> <p>D 環境情報は、決算期末から6ヶ月後程度までの適切なタイミングで遅滞なく公開されている。</p> <p>E 【令和6年度採点対象外】重要な環境課題について、「指標と目標」に関する実績情報を有価証券報告書でも開示している。</p>
(3)	環境課題に関する投資家との対話	<p>A 投資家を含むステークホルダーとの建設的な対話についての方針が開示されている。</p> <p>B 投資家との対話の方針に、重要環境課題に関する各ステークホルダーの懸念・関心への対応が含まれている。</p>
(4)	環境関連リスク・機会の管理プロセス	<p>環境関連リスク・機会の管理プロセスの効果的な実施を可能にする以下のような仕組みを有している。</p> <p>A 環境関連リスク・機会を管理・モニタリングする体制(責任、役割)</p> <p>B 環境関連法規の遵守状況</p> <p>C 環境への悪影響を予防し最小化するためのデューディリジェンスに関する方針(デューディリジェンスを実施する基準や確認項目など)</p> <p>D 環境影響を特定・評価・優先順位付け及び管理するためのルールや手順、およびそれらに関する教育訓練の定期的な実施</p> <p>E 製品ライフサイクル評価、環境影響を最小化する製品設計ポリシー</p> <p>F 【令和6年度審査対象外】国際的に認められた環境認証の取得や基準への準拠、イニシアチブ参加(ISO14001の取得など)</p> <p>G 内部監査の実施</p>

評価軸		評価の視点
		H サプライヤー監査の実施
		I 事故予防や緊急事態管理に関するルールや手順、およびそれらに関する教育訓練の定期的な実施
		J A~I のプロセスが、環境関連リスク・機会を管理する上で有効に機能していることに説得的な説明がなされている。
4. 加点要素		
(1)	SBT	SBT を策定済、またはコミットしている (SBT の companies taking action リストに載っている)。
(2)	RE100	RE100 にコミットしている。
(3)	ネイチャー・ポジティブ経営	自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) のアーリーアダプター、自然資本ファイナンスアライアンス (NCFA)、環境省 30by30 アライアンス、環境省・経団連「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」等のネイチャー・ポジティブ経営に関するイニシアチブに参画し取り組んでいる。
(4)	グリーンボンド等	環境省等の指針や ICMA, CBI の原則等に基づいたグリーンボンド、気候ボンド、グリーン性を持つサステナビリティボンド、トランジションボンドの発行、又は、グリーンローン、サステナビリティリンクローンで資金調達をしており、自社ウェブサイト等でそのグリーン性に関する情報開示をしている。(例: フレームワークやインパクトレポートの公表)
(5)	第 6 次環境基本計画の重点戦略の実現への貢献	以下についてプロアクティブに検討し関連する事業機会やリスクを捉えて対応している。 <ul style="list-style-type: none">・自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資拡大、環境価値の活用による経済全体の高付加価値化・自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用、自立・分散型の国土構造、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現・地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくり、地域の自然資本の維持・回復・充実・「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心な暮らしの実現、良好な環境の創出・本質的なニーズを踏まえた、環境技術の開発・実証と社会実装、グリーンイノベーションの実現、科学的知見の集積・整備・海外の自然資本に依存する我が国として、環境を軸とした国際協調を戦略的に推進
(6)	企業年金	自社の企業年金基金は、ESG 要素を考慮した投資の推進に関する方針等を策定し、運用委託先に対する投資マンデートへの ESG 要素の組み込みや、スチュワードシップ活動を通じた重要 ESG 課題に関するエンゲージメントの実施要請、ESG 報告開示の促進等に取り組んでいる。

参考 「評価軸と評価の視点（令和6年9月版）」と TCFD、ISSB、欧州 ESRS の開示要件の関係性

評価軸・評価の視点		関連する開示要件	
1. リスク・事業機会・戦略			
(1)	重要な環境課題の分析結果とその方法	A	【ISSB】IFRS S1 重要性-パラグラフ 17 【ESRS】ESRS1 3., ESRS2 開示要件 IRO-1
		B	【ESRS】ESRS2 開示要件 IRO-1
		C	【ESRS】ESRS2 開示要件 SBM-2
		D	【ESRS】ESRS2 開示要件 SBM-3
	環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握	A	【TCFD】戦略 a) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 30 (a) 【ESRS】ESRS2 開示要件 SBM-3
		B	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 32
		C	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 32
		D	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 34
		E	【TCFD】戦略 a) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 30 (b) (c)
		F	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (b)
		G	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (c)
(3)	重要な環境課題に関する中長期戦略	A	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (a) 【ESRS】ESRS2 開示要件 SBM-1
		B	【ESRS】ESRS2 開示要件 SBM-1
		C	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (a)
		D	—
		E	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 35 (c) (d)
		F	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 41
2. KPI			
(1)	気候変動	A	【TCFD】指標・目標 a) b) 【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46、IFRS S2 指標・目標パラグラフ 29 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-5, E1-6, E1-7,
		B	【TCFD】戦略 a) b) c) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a)、35 (a)、(b)、 IFRS S2 戰略-パラグラフ 10、12、14、16、22、指標・目標-パラグラフ 29 (f) 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-IRO-1, E1-2, E1-3, E1-8, E1-9
		C	【TCFD】指標・目標 c) 【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51、IFRS S2 指標・目標-パラグラフ 33 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-4
		D	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S2 戰略-パラグラフ 14、指標・目標-パラグラフ 33 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-1
		E	【TCFD】指標・目標 c) 【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51
(2)	水資源	A	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【ESRS】ESRS E3 開示要件 E3-4
		B	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a)、35 (a)、(b) 【ESRS】ESRS E3 開示要件 E3-1, E3-2, E3-5
		C	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【ESRS】ESRS E3 開示要件 E3-3

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
		D	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51 【ESRS】ESRS E3 開示要件 E3-4
(3)	生物多様性	A	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【ESRS】ESRS E4 開示要件 E4-5
		B	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a)、35 (a)、(b) 【ESRS】ESRS E4 開示要件 E4-2, E4-3, E4-6
		C	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【ESRS】ESRS E4 開示要件 E4-4
		D	【ESRS】ESRS E4 開示要件 E4-1
		E	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51
(4)	資源循環	A	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【ESRS】ESRS E5 開示要件 E5-4, E5-5
		B	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a)、35 (a)、(b) 【ESRS】ESRS E5 開示要件 E5-1, E5-2, E5-6
		C	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【ESRS】ESRS E5 開示要件 E5-3
		D	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51
(5)	化学物質・汚染予防	A	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【ESRS】ESRS E2 開示要件 E2-4, E2-5
		B	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 30 (a)、33 (a)、35 (a)、(b) 【ESRS】ESRS E2 開示要件 E2-1, E2-2, E2-6
		C	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【ESRS】ESRS E2 開示要件 E2-3
		D	【ISSB】IFRS S1 戰略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51
3. ガバナンス			
(1)	長期的な価値創造の観点での重要環境課題に関するガバナンス	A	【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (i)
		B	【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (i)
		C	【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (i)
		D	【TCFD】ガバナンス a) 【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (iv) 【ESRS】ESRS2 開示要件 GOV-1
		E	【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (ii) 【ESRS】ESRS2 開示要件 GOV-1
		F	【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (ii) 【ESRS】ESRS2 開示要件 GOV-1
		G	【TCFD】ガバナンス a) b) 【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (iii) 【ESRS】ESRS2 開示要件 GOV-2
		H	【TCFD】ガバナンス b) 【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (b) (ii) 【ESRS】ESRS2 開示要件 GOV-5
		I	【TCFD】ガバナンス a) b) 【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (v), (b) (i)
		J	【ISSB】IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (v) 【ESRS】ESRS2 開示要件 GOV-3
		A	【ISSB】IFRS S1 Appendix D 【ESRS】ESRS1 7.1
		B	【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 50 (c) 【ESRS】企業サステナビリティ報告指令の条文にて規定
(2)	環境情報の開示	C	【ISSB】IFRS S1 報告企業-パラグラフ 20 【ESRS】ESRS1 7.6, ESRS2 開示要件 BP-1
		D	【ISSB】IFRS S1 報告の頻度-パラグラフ 64
		E	—

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
(3)	環境課題に関する投資家との対話	A	—
		B	—
(4)	環境関連リスク・機会の管理プロセス	A	【TCFD】リスク管理 b) c) 【ISSB】IFRS S1 リスク管理-パラグラフ 44 (c)
		B	—
		C	【ESRS】ESRS2 開示要件 GOV-4 【ISSB】IFRS S1 リスク管理-パラグラフ 44 (a)
		D	【TCFD】リスク管理 a) b) 【ISSB】IFRS S1 リスク管理-パラグラフ 44 (b) 【ESRS】ESRS2 開示要件 IRO-1
		E	—
		F	—
		G	—
		H	—
		I	—
		J	—

(注) 上記はあくまでも関連する開示要件を参考として示すものであり、開示要件への完全な適合を示すものではない。

<参考資料>

TCFD (2017) Final Report: Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures

ISSB (2023) IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information

ISSB (2023) IFRS S2 Climate-related Disclosures

欧州委員会 (2023) European Sustainability Reporting Standards